



# 熊本県公報

第12187号

平成25年2月8日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	1
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	1
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(くらし安全推進課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	8
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	8
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	8
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	9
○児童福祉法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	9
○卸売市場法に基づく地方卸売市場の廃止許可	(流通企画課)	9
○障害者自立支援法に基づく事業者の廃止	(障がい者支援課)	9
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課)	10
○道路の区域変更	(道路保全課)	10
○道路の区域変更	(〃)	11
○道路の区域変更	(〃)	11
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域等の指定の解除	(環境保全課)	11

### 公 告

○建設業法に基づく監督処分	(監理課)	13
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	14
○一時利用地の指定	(農地整備課)	14
○一時利用地の指定	(〃)	14
○流合川水系河川整備基本方針の公表	(河川課)	15
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課)	15
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	15
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	15
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	16

### 登 載 依 頼

○平成24年度第2回球磨地域保健医療推進協議会の開催	(球磨地域保健医療推進協議会)	16
○ハマグリの採捕制限	(有明海区漁業調整委員会)	16
○指定講習機関に関する規則第3条の規定による告示	(警察本部試験課)	17
○熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	17

## 告 示

### 熊本県告示第115号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
すずらんの里訪問看護ステーション 八代市平山新町4474番地1	社会福祉法人天龍会	平成25年2月1日

### 熊本県告示第116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
すずらんの里訪問看護ステーション 八代市平山新町4474番地1	社会福祉法人天龍会	平成25年2月1日

**熊本県告示第117号**

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成25年1月29日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	変態（新東宝） 人妻家政婦 うずきに溺れて（オーピー） 美女家庭教師の谷間レッスン（オーピー） SEXファイル むさぼり肉体潜入（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**熊本県告示第118号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 御船町

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
太田川（441-1-001）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)  
(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
玉来1（441-1-039）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)  
(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
牧ノ原1（441-1-040）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
屋敷-1（441-1-041-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
屋敷-2（441-1-041-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
玉来6（441-1-062）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
下山2-1（441-2-031-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
下山2-2（441-2-031-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
下山3（441-2-032）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
玉来3（441-2-064）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
玉来4（441-2-065）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
玉来5（441-2-066）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
玉来7（441-2-067）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
牧ノ原2（441-2-068）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
牧ノ原3-1（441-2-069-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
牧ノ原3-2（441-2-069-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
南野1（441-2-080）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
南野2-1（441-2-081-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 南野2-2(441-2-081-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町上野  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 高城(441-2-082)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町上野  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 戸ノ上2(441-2-150)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町田代  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 玉来(441-3-035)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町田代  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 牧の原-1(441-3-036)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町田代  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 牧の原-2(441-3-037)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町田代

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
牧の原－3（441－3－038）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
千無田（441－3－039）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町田代
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
屋敷2（441－3－045）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
餅畑5－1（441－3－046－1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
餅畑5－2（441－3－046－2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
才 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
餅畠5-3(441-3-046-3)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
才 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
餅畠5-4(441-3-046-4)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町上野  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
才 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第119号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターなぎさの里 八代市新開町3号3-31	株式会社大環	平成25年1月30日

**熊本県告示第120号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターなぎさの里 八代市新開町3号3-31	株式会社大環	平成25年1月30日

**熊本県告示第121号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護 なぎさの里	株式会社大環	平成25年1月30日

八代市新開町3号3-31 いづみハイツ203号室		
--------------------------	--	--

**熊本県告示第122号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護 なぎさの里 八代市新開町3号3-31 いづみハイツ203号室	株式会社大環	平成25年1月30日

**熊本県告示第123号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定により指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
こども発育支援センターえるぴあ 菊池郡菊陽町大字原水5651-4	NPO法人チャイルドサポートきくち 菊池市西寺1766番地1 北村 榮一郎	平成25年2月1日	4352200093	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第124号**

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第37条の規定により公示する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地  
株式会社天草青果卸売市場  
天草市東浜町1-12
- 2 廃止許可年月日  
平成25年1月28日

**熊本県告示第125号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25の規定により次の指定一般相談支援事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の30の規定により公示する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	サービスの種類
相談支援センターうぐいす 人吉市蟹作町222番地1	社会福祉法人 人吉市社会福祉事業団 人吉市蟹作町211番地1	平成24年6月30日	4330600026	地域移行支援、地域定着支援

丸山 善利

**熊本県告示第126号**

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 保安林の所在場所 熊本県玉名市（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 公衆の保健

3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県玉名地域振興局並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第127号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年2月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町西部ろ字鉄山 1063番3地先から 同所 1063番3地先まで	前	9.6 ～ 24.5	334.7	災害防除
			後	15.0 ～ 47.8	334.7	
		八代市坂本町荒瀬字合志野山 5255番地先から	前	11.7 ～ 26.2	129.4	
		八代市坂本町荒瀬字濱利山 5132番地先まで	後	11.7 ～ 26.2	129.4	
		八代市坂本町川嶽字網打平 1373番1地先から 同所 1384番1地先まで	前	13.1 ～ 20.9	93.5	
			後	16.0 ～ 65.0	93.5	
		八代市豊原上町字河平 3009番1地先から 同所 3009番2地先まで	前	13.4 ～ 31.4	56.1	
			後	13.4 ～ 48.0	56.1	
		八代市坂本町荒瀬字濱利山 2614番地先から	前	18.0 ～	58.5	

		同所 2608番1地先まで		31.3		
		後	18.0 ～ 46.7	58.5		
		八代市坂本町川嶽字網打平 1358番1地先から	前	9.6 ～ 28.6	74.3	
		同所 1371番1地先まで	後	13.9 ～ 38.3	74.3	

2 区域を変更する期日 平成25年2月8日

**熊本県告示第128号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年2月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

**1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等**

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水上線	球磨郡あさぎり町深田西字古町 206番地先から	前	9.9 ～ 15.0	51.7	災害防除
		同所 207番1地先まで	後	13.6 ～ 19.2	51.7	

2 区域を変更する期日 平成25年2月8日

**熊本県告示第129号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年2月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

**1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等**

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水上線	球磨郡錦町大字木上北字蔵ノ城 2662番4地先から	前	5.8 ～ 14.0	45.0	やさ道 道交1地
		同所 2661番5地先まで	後	8.3 ～ 11.1	45.0	

2 区域を変更する期日 平成25年2月8日

**熊本県告示第130号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項及び第11条第2項の規定により、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）及び当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定の解除を次のとおり行うので、同法第6条第5項及び第11条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により公示する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

## 1 要措置区域の指定を解除する区域

## (1) 指定を解除する区域

熊本県葦北郡芦北町小田浦字村下1122番の一部（別図のとおり）

## (2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

## (3) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

該当なし

## (4) 当該区域において講じられた措置

土壌汚染の除去

## 2 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

## (1) 指定を解除する区域

熊本県葦北郡芦北町小田浦字村下1122番の一部（別図のとおり）

## (2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

該当なし

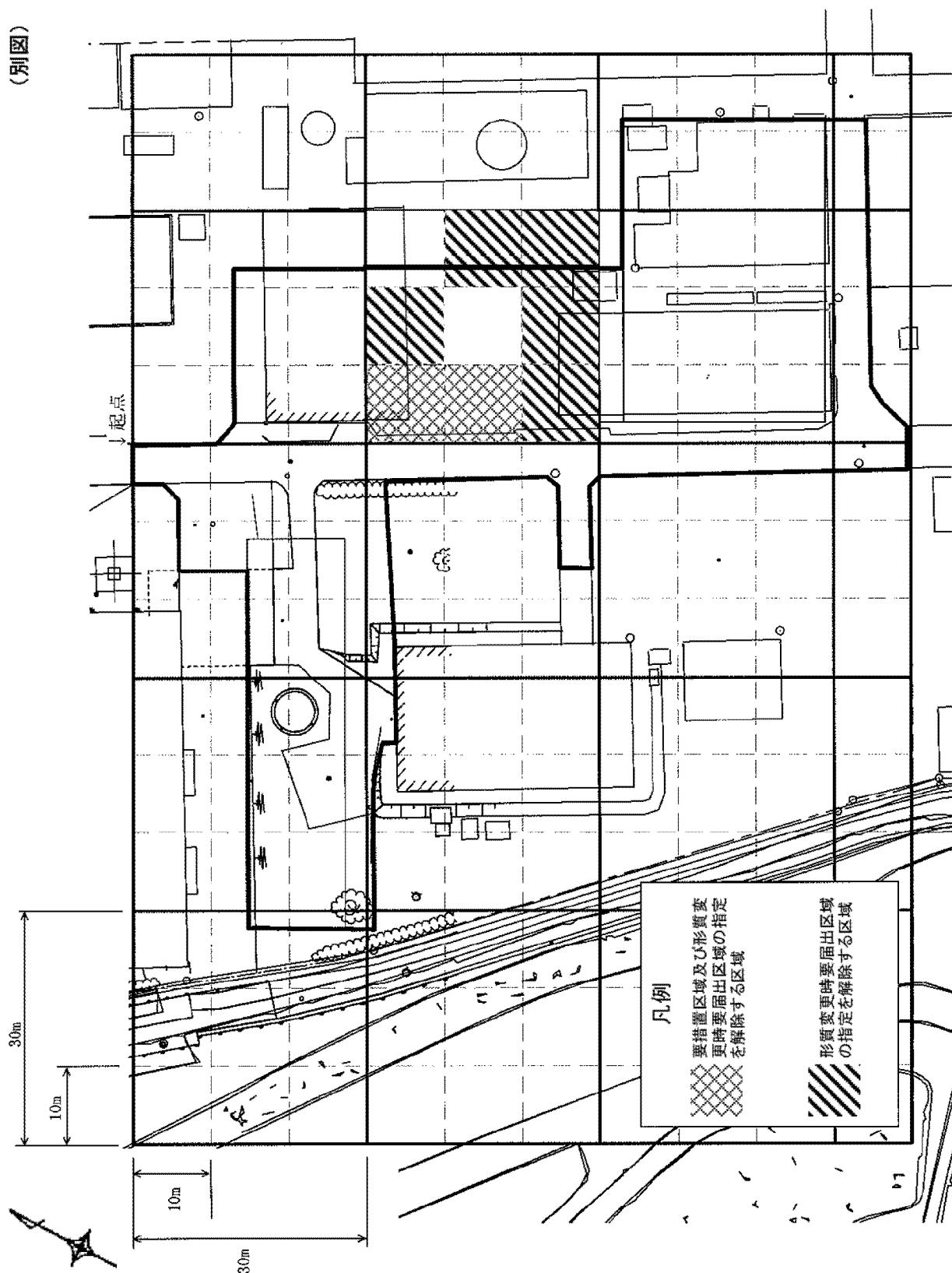
## (3) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

## (4) 当該区域において講じられた措置

土壌汚染の除去

(別図)



公 告

## 熊本県公告第 68 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので  
同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 2 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 処分をした年月日  
平成25年1月29日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社日栄  
熊本市東区山ノ神二丁目13番23号  
代表取締役 中田 寛美  
熊本県知事許可(般-21) 第16714号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令  
(1) 停止を命ぜる営業の範囲  
建設業に関する全ての営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金の交付を受けているもの。  
(2) 期間  
平成25年2月11日から平成25年3月12日までの30日間
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社日栄は、平成23年9月26日及び平成24年9月25日に熊本県が実施した経営事項審査において、経営規模等評価申請書及び経営事項審査添付書類に虚偽の内容(完工工事高水増し)を記載して申請を行うとともに、当該虚偽内容に基づく経営事項審査結果通知書を熊本県等の公共工事の発注者に提出した。  
このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

**熊本県公告第69号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字福原字園畑2005番1及び2006番1  
492.46平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
上益城郡益城町大字福原1959番地1  
楠田 雄大

**熊本県公告第70号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第112条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 送付すべき書類  
県営土地改良事業豊川南部地区に係る一時利用地指定通知書
- 2 書類の送付を受けるべき者  
山中 ユキ子  
藤本 昌義  
藤本 昌宣  
藤本 敏子
- 3 2の者に送付すべき書類の要旨  
(1) 一時利用地の使用開始(従前の土地の使用及び収益の停止)の日  
(2) 使用及び収益を停止する土地及びこれに代わるべき一時利用地
- 4 縦覧期間  
1の送付すべき書類は、平成25年2月8日から平成25年2月22日まで宇城市役所において縦覧に供する。
- 5 その他  
1の送付すべき書類は、4の縦覧期間中は、宇城市役所において保管し、その後は宇城地域振興局(農地整備課)において保管し、2の者に交付する。  
なお、2の者が受領しない場合は、平成25年2月17日に書類が到達したものとみなす。

**熊本県公告第71号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第112条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 送付すべき書類

- 県営土地改良事業清和中部地区（市の原工区）に係る一時利用地指定通知書  
 2 書類の送付を受けるべき者  
 藤川 泰司  
 3 2の者に送付すべき書類の要旨  
 (1) 一時利用地の使用開始（従前の土地の使用及び収益の停止）の日  
 (2) 使用及び収益を停止する土地及びこれに代わるべき一時利用地  
 4 縦覧期間  
 1の送付すべき書類は、平成25年2月8日から平成25年2月22日まで山都町役場において縦覧に供する。  
 5 その他  
 1の送付すべき書類は、4の縦覧期間中は、山都町役場において保管し、その後は上益城地域振興局（農地整備課）において保管し、2の者に交付する。  
 なお、2の者が受領しない場合は、平成25年2月17日に書類が到達したものとみなす。

**熊本県公告第72号**

次の河川に係る河川整備基本方針を定めたので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 河川名 二級河川流合川  
 2 河川整備基本方針の公表場所  
 熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県天草地域振興局土木部工務第二課  
 3 公表する日  
 平成25年2月8日

**熊本県公告第73号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営烏帽子地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
 変更後の県営烏帽子地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し  
 2 縦覧期間  
 平成25年2月12日から平成25年3月11日まで  
 3 縦覧場所  
 玉名市役所

**熊本県公告第74号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 玉名市玉名字中無田1507番1、同1508番1、同1513番1、同1514番1、同1515番1、同1516番1、同1517番1、同1518番、同1519番、同1520番1、同1521番1、同1521番2、同1522番、同1523番1、同1524番1、同1525番1、同1526番1及び同1527番1  
 14,842.36平方メートル  
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地  
 嘉穂無線ホールディングス株式会社

**熊本県公告第75号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

- 荒尾市宮内字永田528番1、同528番3、同528番4、同528番5、同528番6、同528番7、同528番8、同532番1、同532番2、同532番3、同532番4、同532番5、同532番6、同532番7、同532番8、同532番9、同532番10、同532番11、同532番12、同532番13、同532番14、同532番15、同532番16、同532番17、同532番18、同535番1、同535番2、同535番3、同535番4、同535番5、同535番6、同535番7、同535番8、同535番9、同535番10、同537番1、同537番2、同537番3、同537番4、同537番5、同537番6、同537番7、同537番8、同537番9、同537番10、同537番11、同537番12、同537番13、同537番14、同537番15、同537番16、同537番17、同537番18、同537番19、同537番20、同537番21、同537番22、同537番23、同537番24、同537番25及び同537番26  
7,467.86平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
福岡県大牟田市大字久福木75番地  
株式会社有明地所

**熊本県公告第76号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字北沖野5800番地364の一部及び同5800番地243の一部  
463.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区帯山7丁目4番12号  
富工 真理

**登載依頼****球磨地域保健医療推進協議会公告第2号**

平成24年度第2回球磨地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成25年2月8日

球磨地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成25年2月15日（金）午後3時から
- 2 場所  
熊本県球磨地域振興局会議棟2階大会議室（人吉市西間下町86-1）
- 3 議題  
(1) 第5次球磨地域保健医療計画の進捗結果について  
(2) 第6次球磨地域保健医療計画案について  
(3) 救急医療専門部会の開催結果について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合せ先  
人吉市寺町12番1号  
球磨地域保健医療推進協議会事務局（人吉保健所総務企画課）  
(電話0966-22-3107)

**熊本県有明海区漁業調整委員会指示第33号**

ハマグリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合、又は本委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

平成25年2月8日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青山行男

- 1 指示の内容

- 熊本県有明海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）において、殻幅17mm未満のハマグリを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間  
平成25年9月1日から平成26年8月31日まで

**熊本県公安委員会告示第1号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、次のように指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により告示する。

平成25年2月8日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	指定を行った年月日
株式会社荒尾自動車学園 荒尾市川登1801番地2 川田 義光	荒尾第二自動車学校 荒尾市万田947番地1	取消処分者講習	平成25年2月1日

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月8日

熊本県人事委員会委員長 北川正

**熊本県人事委員会規則第1号****熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則**

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則（昭和26年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「及び地域手当に対応する額」を「、初任給調整手当に対応する額、地域手当に対応する額、特殊勤務手当に対応する額、特地勤務手当に対応する額、特地勤務手当に準ずる手当（一般職員給与条例第11条の3及び県立学校給与条例第14条の3の規定による手当をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対応する額、へき地手当に対する額、へき地手当に準ずる手当（熊本県市町村立学校職員の手当に対する額、へき地手当に準ずる手当（熊本県条例第4号）第5条の規定による手当をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対応する額及び農林漁業普及指導手当に對応する手当、初任給調整手当、地域手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当（以下この項において「給料等」という。）に、「、給料及び地域手当」を「、給料等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第15条 一般職員給与条例第16条、県立学校給与条例第20条及び市町村立学校給与条例第19条の人事委員会規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額とする。

- (1) 初任給調整手当
  - (2) 特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）
  - (3) 特地勤務手当（給料の月額に対するものに限る。）
  - (4) 特地勤務手当に準ずる手当（給料の月額に対するものに限る。）
  - (5) へき地手当（給料の月額に対するものに限る。）
  - (6) へき地手当に準ずる手当（給料の月額に対するものに限る。）
  - (7) 農林漁業普及指導手当
- 2 一般職員給与条例第16条、県立学校給与条例第20条及び市町村立学校給与条例第19条の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。
- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 7時間45分
  - (2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間
  - (3) 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの 第1号の規定による時間に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間
  - (4) 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員 第1号の規定による時間に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

附 則  
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。